

## 滋賀・日野町事件即時抗告審の再審開始決定に対する 特別抗告の棄却を求める要請書

最高裁判所第2小法廷 御中

2023年2月27日、大阪高等裁判所第3刑事部(石川恭司裁判長)がおこなった日野町事件即時抗告棄却決定(再審開始決定)に対し、大阪高等検察庁は同年3月6日、同決定を不服として特別抗告をおこないました。

日野町事件は1984年12月29日、滋賀県日野町で酒店を経営する女性店主が行方不明となり、翌1985年1月同町内の宅地造成地で他殺体で発見され、同年4月、同町内の山林で被害者所有の手提金庫が発見された強盗殺人事件です。この事件の犯人として3年後に逮捕された同店常連客の阪原弘さんは無期懲役が確定。獄中で無実を訴えながら亡くなったため、遺族が再審請求を引き継ぎました。

2018年7月11日、第二次再審請求審で天津地方裁判所(今井輝幸裁判長)は阪原さんの自白の信用性・任意性を否定する一方、アリバイを認めて再審開始決定を出しましたが同月18日、検察の即時抗告によって大阪高等裁判所第3刑事部に係属。同部は2023年2月27日に最高裁白鳥・財田川決定をふまえた判断をおこなって検察の抗告を棄却し再審開始決定を維持しましたが、同年3月6日大阪高等検察庁は「新規性・明白性の判断についての判例違反や事実誤認がある」との理由で特別抗告をおこないました。理由の中身は特別抗告理由に当たらず、いたずらに時間を引き延ばすだけであり長い年月、人生被害を受けてきた遺族請求人にとって、夫、父の無実を晴らし一日も早く名誉を回復することが何より重要です。よって早期に特別抗告を棄却することを要請します。

年 月 日

名 前	住 所